

「次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)」に対する府民意見等の募集  
(パブリック・コメント)に寄せられたご意見の概要と大阪府の考え方

1 案件名	「次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)」に対する府民意見等の募集について
2 募集期間	令和5年10月16日(月) 14時から 令和5年11月14日(火) 24時まで
3 募集方法	インターネット(電子申請)、郵便、ファクシミリ
4 意見提出件数	267件(うち公表を望まないもの35件)
5 寄せられたご意見の概要と大阪府の考え方	次ページ以降をご参照ください。
6 募集結果の閲覧方法	大阪府ホームページで公表のほか、大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課、府政情報センターで閲覧できます。
7 問い合わせ先	大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課 事業推進グループ 電話 06-6944-7049 FAX 06-6944-6684
8 備考	「次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)」に対するご意見の主なものについて、大阪府の考え方を記載しています。また、類似のご意見については集約させていただいています。 頂戴しましたご意見につきましては、今後の国保制度運営の参考とさせていただきます。

No.	ご意見の概要	大阪府の考え方
1	なぜ「大阪で1つの国保」なのか。	<p>国民健康保険制度は構造上の課題を抱えており、人口減少、超高齢化が進展する中、市町村単位の国保の仕組みのままでは、10年後、20年後の府内市町村の保険料水準に大きな格差が見込まれることとなります。</p> <p>そのため、将来も含めた府域内の格差を是正し、被保険者間の受益と負担の公平性を確保するとともに、保険財政の規模を大きくすることにより、安定した財政運営を図ることを目的として、大阪府と市町村が「大阪で1つの国保」として一体となり、共通認識のもとで、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営することとしたものです。</p>
2	保険料の値上げにつながる府内統一化は中止すること。	<p>国民健康保険制度は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を被保険者全体で分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料」であるべきと考えています。</p>
3	保険料が全国一高く払えない。	<p>保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行っているところです。</p> <p>また、国民健康保険は、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えていることから、制度設計に責任を持つ国に対して、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、万全の財政措置が講じられるよう、引き続き要望してまいります。</p>
4	黒字分を活用して保険料を下げること。	<p>令和6年度の保険料統一にあたっては、市町村の国民健康保険特別会計に黒字傾向が続く一方で、保険料が上昇している状況を踏まえ、市町村とともに検討を重ねた結果、府と市町村国民健康保険特別会計の財源配分の見直しや市町村国民健康保険特別会計の黒字財源等を一部活用することにより、公平性の観点を踏まえながら、統一保険料率の抑制を図るための財政調整事業の枠組みを構築いたしました。</p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えていることから、制度設計に責任を持つ国に対して、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、万全の財政措置が講じられるよう、引き続き要望してまいります。併せて、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担の抑制策について検討してまいります。</p>

No.	ご意見の概要	大阪府の考え方
5	<p>法定外繰入を認めないことは保険料上昇要因となる。</p>	<p>国民健康保険制度では、法律に基づいて公費負担分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国保の適用を受けない住民に対し、結果として法律に基づかない税負担を強いることとなり、税負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p> <p>平成 30 年度からの新制度の目的の一つは、法定外繰入に頼らずとも、将来にわたって持続可能となる国民健康保険制度をめざすものであり、法定外繰入を解消することは、受益と負担の均衡を図る観点から、必要であると考えています。</p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えていることから、制度設計に責任を持つ国に対して、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、万全の財政措置が講じられるよう、引き続き要望してまいります。</p>
6	<p>国民健康保険は社会保障であると国保法に明記しており、相互扶助の精神で運営すべきものではない。</p>	<p>国民健康保険制度は、社会保障制度のうち、医療保障制度の重要な一環を形成しており、国民健康保険制度の健全な発展を図ることで、医療保障、ひいては社会保障制度の発展に寄与するものであると考えます。</p> <p>そのため、国民健康保険制度におきましては、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みとするべきであると考えています。</p>
7	<p>国民健康保険制度は国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムと考えるのであれば、社会保障として、国に対して医療を保障する責任、財政責任を明確に求めるべき。</p>	<p>国民健康保険は、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えていることから、制度設計に責任を持つ国に対して、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、万全の財政措置が講じられるよう、引き続き要望してまいります。</p>
8	<p>市町村独自の減免措置をなくすことには反対する。</p>	<p>国民健康保険制度は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば、同じ保険料額であるべきと考えています。そのため、減免についても保険料額と同様に、被保険者の負担の公平化を図る必要があると考えています。</p>
9	<p>恒常的に所得が低い人を保険料減免の対象とすること。</p>	<p>保険料減免につきましては、平成 30 年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。</p> <p>このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村や国民健康保険運営協議会の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行ってまいります。</p>

No.	ご意見の概要	大阪府の考え方
10	子どもの均等割 5 割減額にかかる上乗せした全額免除や、対象者を 18 歳まで拡充すること。	子どもの均等割保険料については、令和4年度から国において、子どもに係る均等割保険料の軽減措置が行われていますが、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましては、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところです。
11	収納率向上を目的とした目標収納率や収納率のインセンティブは廃止すること。	医療費が上昇する中、収納率向上を図ることは、保険財政を安定させるために必要な取組であると認識しており、被保険者間の受益と負担の公平性確保の観点からも、適切な収納対策に努めてまいります。
12	国保滞納者に対して無理な徴収強化を行わないこと。	未納となられた方に対しては、まずは接触の機会を確保し、納付相談を行い個別の事情をお聴きするなど、きめ細かく対応する必要があると考えています。徴収事務を行う市町村に対して、法令の趣旨に則って適切な事務が行われるよう助言を行ってまいります。
13	恒常的に所得が低い人を一部負担金減免の対象とすること。	一部負担金(窓口負担額)減免につきましては、平成 30 年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村や国民健康保険運営協議会の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行ってまいります。
14	出産・傷病手当の制度を創設すること。	出産・傷病手当金については、国民健康保険法に基づく任意給付であることから、被保険者間の受益と負担の公平性の観点を踏まえ、市町村と議論する場において、必要に応じて検討してまいります。
15	特定健診の実施率を引き上げること。	大阪府では平成30年度の国保制度改革以降、医療費の適正化を図る観点から、特定健診の受診率向上を図り取り組んでおり、市町村国保の受診率については全国の推移と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響でいったん低下したものの回復傾向にあります。しかしながら、依然全国の平均よりも低い状況が続いているため、引き続き、他府県や他保険者の好事例も参考にしながら、医師会と連携してかかりつけ医による勧奨強化や、ナッジ理論(自発的に望ましい行動に導く行動経済学理論)を活用した勧奨手法に係る市町村研修など、力を入れて取り組むところです。
16	その他のご意見	今後の国保制度運営の参考とさせていただきます。